

## 生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「女性青少年係」を「青少年係」に改め、「男女共同参画プラザ」を削る。

第7条生涯学習系の項第9号中「(男女共同参画プラザに係るものを除く。)」を削り、同条女性青少年系の項第1号を削り、同項第2号中「男女共同参画関係団体及び」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「男女共同参画及び」及び「(男女共同参画プラザに係るものを除く。)」を削り、同号を同項第5号とし、同項を同条青少年系の項とする。

第8条を次のように改める

第8条 削除

第17条第2項中「男女共同参画プラザにあつては所長、」を削り、「館長」を「、館長」に改める。

第18条第1項中「男女共同参画プラザ及び」を削る。

第23条の次に次の1条を加える。

(補助執行)

第24条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条

の7の規定により、生駒市コミュニティセンターの定例的な管理（使用の許可を含む。）及び運営に関する事務を男女共同参画プラザの職員に補助執行させるものとする。

（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正）

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次条」を「第7条の3」に改め、同条第2号中「公文書」を「行政文書」に改める。

第7条の3第4号中「前条第7号」を「第7条第7号」に改める。

第8条第2号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第5号中「第7条の3第5号」を「前条第5号」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「生涯学習振興課長」を「生涯学習課長」に改める。

第12条第1号中「公文書」を「行政文書」に改める。

第12条の2を削り、第12条の3を第12条の2とし、第15条の次に次の1条を加える。

（男女共同参画プラザ所長の専決事項）

第16条 男女共同参画プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関して男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。
- (4) 生駒市コミュニティセンターの使用料の徴収及び還付に関すること。

(生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。